

グランスクエア一橋学園夜間来客用駐車場運営細則

(総則)

第1条 グランスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、グランスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という。）第19条（附属規程）により、対象物件内の洗車場を夜間来客用駐車場（以下「夜間来客用駐車場」という。）として運営するため本細則を定める。

(区画数及び収容可能車輛寸法)

第2条 夜間来客用駐車場として使用できる区画数は、対象物件内の洗車場計3区画とする。

2 夜間来客用駐車場の収容可能寸法は、次に定める通りとする。

全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)	重量(kg)
5,300	2,500	2,500	2,500

(申込制限)

第3条 夜間来客用駐車場を申し込むことができる者は、グランスクエア一橋学園に現に居住する組合員又は占有者（組合員又は占有者が法人の場合、その役員又は従業員を含む。）に限るものとする。

(申込受付)

第4条 夜間来客用駐車場使用申し込みの受付は、原則として夜間来客用駐車場を使用する日の1ヶ月前からとする。この場合において同日同時間帯に4件以上の申し込みがあったときは、先に申し込みを行った者を優先する。

2 申し込み受付時間はふれあい館管理事務室営業時間内とする。

3 収容する車輛が第2条（区画数及び収容可能車輛寸法）第2項の規格に当てはまるか否か不明な場合は使用を許可しない。

(使用時間)

第5条 夜間来客用駐車場を使用できる時間は、原則として午後8時から翌午前8時までとする。

2 使用者は前項で規定した時間帯で、最大12時間まで夜間来客用駐車場を使用できる。

(使用方法)

第6条 夜間来客用駐車場の使用者は、使用日に管理事務室にて夜間来客用駐車場使用許可証を受け取り、訪問先の番街・部屋番号・氏名等を記入し、必ずフロントガラス内側に、外部から確認できるように掲示する。

(使用料)

第7条 夜間来客用駐車場の使用料は別に定める通りとし、管理組合は受領した使用料を管理規約第34条（使用料）に基づき管理費に充当するものとする。

2 管理組合は、夜間来客用駐車場に係わる維持管理費用の増加等により必要と認めるときは、管理規約第53条（議決事項）により団地総会の決議を得て使用料の額を変更することができる。

3 徴収した使用料は、原則として返還しないものとする。

(使用料の徴収等)

第8条 理事長及び理事長の指定する者（以下、本細則内において「理事長等」という。）は、使用日当日に、前条に定める使用料を使用者から徴収する。

(鍵の貸与及び返却)

第9条 理事長等は、使用者に対し、使用する際に夜間来客用駐車場のチェーン鍵及び夜間来客用駐車場使用許可証を貸与し、使用者は夜間来客用駐車場の使用后、理事長等にただちにチェーン鍵及び夜間来客用駐車場使用許可証を返却するものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、夜間来客用駐車場の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

一 管理組合の指示及び場内標識に従うこと。

二 駐車にあたっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、他の車の出入りに支障のないよう心掛けること。

- 三 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させないこと。特に深夜の車輛の出し入れにあたって他人の迷惑にならないよう静かな運転をすること。
- 四 車輛には必ず施錠をすること。
- 五 施設器具を破損・汚損せしめたときは、ただちに管理組合に連絡しその指示に従うこと。
- 六 夜間来客用駐車場内及びその出入口付近等では歩行者優先、徐行を徹底すること。
- 七 夜間来客用駐車場及びその周辺で煙草（電子煙草を含む。）は吸わないこと。（管理規約第19条の3（喫煙場所の制限））
- 八 その他、管理組合において指示・告示する事項。

（免責事項）

第11条 管理組合は、天災地変、盗難その他事由の如何を問わず、当該使用者がその車輛につき蒙った損害の責を負わないものとする。

（遵守義務）

第12条 使用者は本細則の各条項を遵守しなければならない。

（違反者に対する措置）

第13条 理事長等は、使用者が本細則に違反し、又は違反するおそれのある時は、当該使用者に対しその使用を中止させ、又は今後の使用を禁止することができる。

（細則外事項及び改廃）

第14条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附則 （施行日）

第1条 本細則は、2017年2月27日から施行する。

〔制定：2005年2月26日〕

〔改定：2017年2月26日〕